

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03114

研究課題名(和文) 近世、城廻り(陣屋元) 地域の大庄屋に関する研究

研究課題名(英文) A study of Ojoya in the area around the castle town in the early modern period

研究代表者

志村 洋 (SHIMURA, Hiroshi)

関西学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：城廻り地域の村落状況と大庄屋の特性について、近世中後期の信州松本藩と播州林田藩を事例に検討した。小藩の林田藩では、陣屋元村の大庄屋が領内最大規模の地主として君臨し、藩庁とも密接な関係にあったことから、他組大庄屋よりも卓越した格式と実力を保持していたことが分かった。松本藩に関しては、城廻り組大庄屋家と庄屋家、長百姓家それぞれに伝来した未整理文書群を整理・目録化し、総点数が大庄屋家文書は約1,600点、庄屋家文書は約9,000点、長百姓家文書は約650点に達した。松本城廻りでは近世中期以降、村の都市化と水車業の発展等が見られたが、同時に家中名請地の上地化＝再開発も進んでいたことなどが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、大庄屋は城廻りの者も在方の者も等しく大庄屋層として捉えられる傾向にあったが、本研究によって、領主権力の膝元に位置した大庄屋の固有の権力性が明らかとなった。近世後期には大藩を中心に多くの藩で大庄屋層の居村からの切り離しと官僚制的再編が進むが、小藩では領内有力民の相対的な少なさから大藩とは異なる歴史展開があったことが分かった。家中名請地は、通説的な武士・百姓関係理解から、一部地域の特殊事例と考えられてきたが、本研究によって、城廻り地区での家中名請地の普遍的性格が明らかになった。今回はじめて調査・整理された12,000点に達する新史料は、地域の貴重な文化資源として今後広く活用されるだろう。

研究成果の概要(英文)：In the case of Matsumoto Domain and Hayashida Domain after the middle Edo period, we examined the situation of the villages around the castle town and the characteristics of Ojoya. In Hayashida Domain, it was found that the local Ojoya, who was one of the largest landowners in this territory and had a close relationship with the Clan government office, had a superior social status and ability to other Ojoya. About Matsumoto Domain, we studied the historical documents that have been handed down among the houses of Ojoya, Shoya, and Osa-hyakusho in the area around the castle. As a result, about 1,600 historical materials were newly discovered in the Ojoya documents, about 9,000 historical materials in the Shoya documents, and about 650 historical materials in the Osa-hyakusho documents.

研究分野：日本近世史

キーワード：城廻り 陣屋元 大庄屋 家中名請地

1. 研究開始当初の背景

近世の中間支配機構に関する研究は、村役人相互の対等・非特権な関係を高く評価した幕領の「組合村-惣代庄屋」制研究(久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年)から出発して、1990年代以降には、「役威」の構造(権威的構造)を重視した藩領大庄屋制研究や、御用請負人としての郷宿・用達研究等へと発展した。そして近年では、官僚制的人事制度を背景に、大庄屋・庄屋層が深く藩庁機構の中に組み込まれた熊本藩の手永制に関する研究(吉村豊雄他『熊本藩の地域社会と行政』思文閣出版、2009年)等も現れてきている。しかし、各地の中間支配機構に関する研究を総括すると、次の三点が目下の課題点として挙げられる(志村「大庄屋と組合村」『岩波講座 日本歴史 第14巻』岩波書店、2015年)。

- (1) 幕領研究・藩領研究ともに、大庄屋や惣代庄屋に与えられた具体的な権限や財源についての精査がないまま、彼らが領主の支配行政機構の一部に組み込まれていることをもって、地域自治の到達段階を評価しようとする弊害が見られる。
- (2) 幕領惣代庄屋制研究では、従来、惣代庄屋間の対等性が過度に強調されてきたために、陣屋元村の庄屋など、支配権力の膝元に位置した者が獲得した政治力の問題 他の方庄屋中に対する事実上の優位性 が見逃されている。
- (3) 藩領大庄屋制研究では、大庄屋層と一般村役人層との間の格差については明らかにされたが、大庄屋同役内での政治力の大小や格の高下の問題が十分に検討されていない。

上記(1)の点に関しては、一連の熊本藩手永制の研究が重要な研究として挙げられるが、官僚制的人事制度や稟議制、潤沢な地域財源といった熊本藩領での諸特徴が、大庄屋の在地性が強かった他の中小藩領 とりわけ諸藩の4割を占める知行高2万石未満の小藩 でも見られたわけではない。かつて研究代表者は、信濃国岩村田藩や播磨国林田藩といった小藩領での検討例から、小藩大庄屋の権限は大藩に比して微々たるものであったが、反面、陣屋元の大庄屋や郷宿の果たした役割が極めて重要であったこと等を明らかにしてきた。さらに(2)の点に関しては、丹後国久美浜幕領の事例から、本来非特権的なはずの陣屋元村庄屋が、陣屋手代から非公式に得た情報等を梃子に、在方の庄屋連中を凌駕する政治力(事実上の権力性)を発揮していたこと等が明らかになっている(前掲志村「大庄屋と組合村」論文)。また(3)の点に関しては、中小譜代藩領を対象とした近年の研究のなかで、大庄屋層内部の力関係や格式差の問題が具体的に解明されつつある(野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』吉川弘文館、2014年/萬代悠「岸和田藩政と七人庄屋の家格変動」『史学雑誌』124編8号、2015年)。

以上のような研究史を前提に、近世の大庄屋や中間支配機構研究をさらに深めていくためには、領主権力の膝元たる城廻り(陣屋元)村々の地域特性を明らかにした上で、同地域の大庄屋の固有の機能や性格を解明することが重要な検討課題として浮上してくる。またさらには、地主経営等を契機にした当該大庄屋と居村(城下周縁村落)との関係性を具体的に解明することが重要になってくると考えられる。

2. 研究の目的

上記の研究史から導き出される検討課題に迫るために、以下の具体的な解明目標を設定した。

(1) 城廻り(陣屋元)村々の社会構造の解明

都市域に隣接した城廻り(陣屋元)村々は領主支配上「農村」に区分されながら、近世の比較的早い段階で都市化が進んでいたと考えられる。そうした都市化が進んだ村落の特徴を、単に不可逆的な都市化の文脈で捉えるのではなく、伝統的な共同体の諸要素が社会の基底に残りつつ、新たな都市的要素が融合した特殊な地域として捉える。

(2) 「家中名請地」制の解明

(1)の論点に関わる事柄として家中名請地の問題がある。家中名請地は城下町周縁村落に散在した年貢地であり、その所有者(年貢負担義務を負う者)は武士身分たる大名家臣層であった。松本藩領では古くから家中名請地の存在が知られているが、これまでは17世紀半ばから18世紀前期の状況が部分的に解明されているにとどまっていた。そこで本研究では、近世中後期の松本藩家中名請地に関して、田畑の所在地、名請人の階層、手作・下作の状況等を明らかにし、当該田畑からの年貢収納や作人の宛付け、荒廃地復興等に、城廻りの大庄屋と当該村の庄屋らがいかに関わったかを明らかにすることとした。あわせて、近世中後期に大名家臣が自ら高請地の経営に関わったことの意味を検討することとした。

(3) 藩庁役人-城廻り大庄屋間の公式・非公式な情報伝達回路の解明

城廻り(陣屋元)村に居住した大庄屋家文書群のなかから、領主支配に関する御用記事を記録した役用留帳類を選び出し、撮影収集することとした。そして、それらのなかから重要なものを選んで翻刻し、藩役所-城廻り大庄屋間、城廻り大庄屋-在方大庄屋間の情報伝達について、その構造と特質を解明することとした。

(4) 大庄屋の個別経営と領内身分秩序の解明

松本藩地域と林田藩地域を事例に、城廻り大庄屋の地域社会における立場を、個別家経営の実態、藩家中を含めた縁戚関係等から明らかにし、城廻り大庄屋と在方大庄屋の間の優劣関係や、

城廻り大庄屋と小前層との間の依存 / 対抗関係などを明らかにする。

(5) 大庄屋とその分家筋の家に残された関連史料群の目録作成と目録刊行

松本藩城廻り組の大庄屋だった A 家（所蔵者のプライバシー保護のため、具体的な旧村名と姓名は示さない。以下の他家の場合も同様）には現在未調査の古文書が 1,000 点規模で残されている。また、A 家の分家筋の旧家として同村の庄屋役等を歴任した B 家や、同じく A 家の分家筋で同村の長百姓であった C 家にも未整理文書が数 100 点規模で残されている。そこで本研究では、A 家文書の未整理分と C 家文書の目録作成を第一の作業課題とした。また B 家文書については、研究課題着手時点では史料群の全容が不明であったため、可能な限りで目録作成を行うこととした。

3. 研究の方法

播磨国林田藩に関しては、姫路市林田町の三木家文書（個人蔵）と、同藩代官職等を勤めた林田藩士沢野家文書（関西学院大学附属図書館所蔵）を主たる分析対象とした。信濃国松本藩に関しては、上記の A 家文書・B 家文書・C 家文書を主たる分析対象とした。これらのうち、A 家文書と B 家文書は個人蔵文書であるため、出張調査を基本的な調査形態としつつ、必要に応じて一部の史料を研究代表者の所属大学まで借用して調査することとした。未整理文書群の調査は、史料の収納容器ごとの現秩序を記録する現状記録方式で行い、A 家文書と B 家文書の近世文書については、原則全点写真撮影の方針で調査した。なお、林田三木家・松本市 A 家・松本市 B 家の現地調査に際しては、所蔵者ご家族から全面的な協力を頂戴した。

4. 研究成果

・松本藩城廻り地域の三つの新出史料（未整理文書群）の史料目録を完成することができた。それぞれの最終的な史料点数は大庄屋の A 家文書が約 1,600 点、庄屋の B 家文書は約 9,000 点、長百姓の C 家文書は約 650 点に達した。

大庄屋の A 家文書については、1,000 点を超える近世文書を新たに発見し、その過半は近世に A 家と親戚関係にあった松本町大名主の K 家に残された文書群であったこと、戦国大名小笠原氏の旧臣であった K 家は、近世中後期に、近世以前の家譜調査を行う一方、小笠原氏や水野氏といった旧松本藩主家や同家家臣との間で身分を超えた親交を深めていったこと、

A 家文書の中核をなす元禄期以降の大庄屋日記約 100 冊は、主に組支配に関する公式の通達類や願書類を記録しており、郡方役人との内々の交渉過程や情報交換等はさほど記録していないことも明らかとなった。

長百姓の C 家文書については、文化期以降に C 家が藩の上地（あがりち）掛に付いていたことが明らかとなった（上地掛とは、水害等で耕作放棄され、永荒地扱いとなっていた家中名請地に関して、藩の指示に基づいて上げ地を行い、新たな作人の選定と年貢収納事務を担当した村役人のこと）。C 家文書を調査した結果、同史料群の大半は、上地年貢帳や畝引高人別帳、反別書上帳などの上地掛就任に伴って作成された文書群であったことが判明した。今回の史料整理によって、従来未解明だった近世後期から幕末期における家中名請地の実態解明が可能となった。

庄屋の B 家文書に関しては、蔵出しの時点から所蔵者の全面的な調査協力を得ることができ、その結果、最終的には 9,000 点に達する膨大な史料群の全貌を明らかにすることができた。B 家の古文書は計 22 個の木箱に収められており、それぞれの概要は下記の通りであった。箱 A（近世後期から近代の祝儀帳・香典帳等）/ 箱 B（検地帳、村役人相手取り一件、作間稼調帳等）/ 箱 C（見取帳・反別帳、田畑永引帳、親退身書類、大福帳、御通帳、地券、雑書簡等）/ 箱 D（村方裏印遣控帳、拝借願夫食帳、日記帳、年貢帳、高持人別帳、下作初請取帳等）/ 箱 E（村中稻願并作高書上、中稻内見書上、小掛初割帳、当座帳等）/ 箱 F（下作勘定帳、御用書留帳、萬願書留帳等）/ 箱 G（大正期初挽米売渡調帳、明治後期諸勘定記など、近代の会社・経営関係等）/ 箱 1（慶安検地帳、下作年貢帳、指引帳、明治初年小作初勘定記、官事録等）/ 箱 2（宗門人別送り状、質地証文、川除目論見帳等）/ 箱 3（通い帳、諸届等）/ 箱 4（下作勘定帳、小役差引帳、年貢勘定帳、御蔵初出納帳、当流帳、御用書留帳、萬願書留帳、御初庭帳等）/ 箱 5（指引帳、村割寄帳、下作勘定帳、年貢上納払通、年貢初請取勘定帳等）/ 箱 6（逗留願書留、仕添小役割帳、御米金納質屋運上取立帳、御蔵庭帳、御用留、塩名田助郷一件、池普請入用割帳、諸運上取立帳、小役割元帳、寄夫割元帳等）/ 箱 7（近世後期年貢帳等）/ 箱 8（年貢帳、宗門帳、五人組帳、明治 15 年渚反別名前帳、嘆訴諸事控、御蔵初出納帳等）/ 箱 9（江戸期状文書類）/ 箱 10（大正・昭和初期の家族間の書状）/ 箱 11（近世の書簡や断簡・反故類）/ 箱 12（御用捨人別帳、年貢帳、小役割元帳、御用金割元帳、樋入用帳、村入用取立帳、御役割元帳、小役差引渡帳、初出納帳等）/ 箱 13（証文末、宝暦期国役金割元帳、田畑永引帳、年貢帳等）/ 箱 14（御蔵初出入帳、御年貢帳、幕末家賃取立帳、明和期御用所割、明和期下作勘定、宝暦・明和期仕添金割元帳、明和期小役差引帳、熊倉橋帳、天明期大豆四ヶ村寄帳等）/ 箱 15（明治期町貸屋敷地 歳入帳等）

・三木家文書をもとに、林田藩大庄屋の文化 2(1805)年から嘉永 6(1853)年までの 31 年分の役留記録出を筆耕し、林田組大庄屋三木氏の職掌について検討を加えた。本格的分析は今後の課題だが、寄普請などの大規模普請記事がなく、反対に個別村レベルの記事が多いなど、小藩大庄屋特有の特徴が見られた。

- ・林田藩領北横内村田淵家に伝来した「地方覚記」(たつの市立龍野歴史文化資料館蔵)を全文翻刻して、林田藩全領の村々に関する村高・新田高・斗代・除高・牛馬数等の基礎的なデータを公表した(野尻・新井・2021)。
- ・三木家文書「大庄屋大年寄同格并中庄屋小庄屋年寄独礼勤役被仰付操出」の全文を翻刻し、林田藩の大庄屋・大年寄・村役人の序列や諸特権について明らかにした(野尻・2022)。林田藩領村役人の序列や特権は、家柄、職務の経験年数、年齢などにより構成されていたこと、また村役人の役職就任に際し、藩のどの階層の役人が関与するかも明確に分かれていたことなどが明らかとなった。林田藩では小藩ゆえに藩役人と村役人の人間関係上の距離が近く、村役人同士の面識も濃密であったと考えられる。
- ・18世紀後半以降、城廻り地域の数か村の庄屋役を兼帯したB家は、遅くとも近世中期までには地域最大規模の地主に成長していた。B家は近隣村々に対して未進年貢の立替や米融通などを度々行い、広範な地域に対して政治的影響力を行使するとともに、個別家経営としては、城下町で商売や貸家経営を行うなど、城下有力商人に比肩する経済活動を展開していた。このB家の文書等をもとにして、近世後期から幕末にかけての松本城廻り村々の変容過程を水車業の展開を中心にあきらかにした(志村・2021)。当該地域村では元禄期以前から都市下層民の転入が進み、村内に町場化した区域が形成された。また、当地は地形上水害に見舞われやすい土地柄でもあったために、18世紀半ばには水車業の中心地に変容し、19世紀には精米・製粉・絞油それぞれの水車業が並行的に営まれるようになった。水車業は高額な投資を必要としたため、水車業の傘下には、城下町町人も含めた、地主・水車主(名義人)・稼ぎ人(請負人)・直接労働者といった重層的な関係が形成され、いわゆる“所有と経営の分離”状況が出現した。しかし、水車業は村の耕地と用水に依存する産業であり、当時は農業を本旨とする社会であったため、水車業は多くの都市民を内部に含み込みつつも、村落共同体の間接的共同所有(共同体的制約)のもとにおかれることとなった。
- ・松本藩の家中名請地については、A家文書・C家文書や松本市立博物館所蔵文書等の分析から、概ね以下のことを明らかにした。松本藩では、家老クラスから徒士・足軽クラスに至るまで、各階層の藩士が名請人として検地帳に登録されていたこと、家中名請地は通常の百姓名請地と同じく年貢上納義務が課される土地であり、売買可能なものであったこと、18世紀半ば頃には大半の土地が永引地化していたが、19世紀初頭には上地掛のもとで再開発が行われるようになったこと、家中名請地は上地化された後は周辺百姓や下級藩士によって請作が行われ、利用形態は大半の場合畑としての利用であったこと、藩の上地政策によって家中名請地は畑地として復活し、藩の養蚕業奨励政策の下、19世紀には桑畑として活用されるようになったこと。以上の事実より、個別藩の家中名請地は、江戸城近郊村落における大名所持地(大名抱屋敷)などとは質的に異なるものであったことが分かる。なお、城廻り村における家中名請地は播磨の林田藩領でも多数確認できることから、家中名請地は城廻り地域ではある程度一般的にみられる事象であったと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 志村洋	4. 巻 48
2. 論文標題 近世後期、城下町周縁村落における水車業 松本藩庄内組を事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西学院史学	6. 最初と最後の頁 65 - 98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 野尻泰弘、新井翠	4. 巻 171
2. 論文標題 播磨国林田藩の村々に関する一史料 「地方覚記」の紹介と翻刻	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 駿台史学	6. 最初と最後の頁 (99)-(132)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 野尻泰弘	4. 巻 860
2. 論文標題 書評と紹介 齋藤紘子著『畿内譜代藩の陣屋と藩領社会』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 127 ~ 129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 志村洋	4. 巻 68-1
2. 論文標題 近世中期、松本藩領村々の占い文書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人文論究	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野尻泰弘	4. 巻 175
2. 論文標題 一九世紀、播磨国林田藩における村役人の序列と特権 史料の紹介と翻刻	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 駿台史学	6. 最初と最後の頁 (29)-(57)
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	野尻 泰弘 (NOJIRI Yasuhiro) (70439066)	明治大学・文学部・専任准教授 (32682)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------